

次期「弘前市一般廃棄物処理基本計画」の個別施策の策定方針について

1. 経緯・課題の整理

次期「弘前市一般廃棄物処理基本計画（以下、「計画」という。）」（計画期間：R8～R17 年度）では、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、計画で掲げた目標を達成するため、個別の施策（役割・取り組み内容）を策定します。

個別施策の策定にあたっては、以下に示す課題を踏まえ、現行計画（計画期間：H28～R7 年度）の施策の内容を基本としつつ、より一層の減量化・資源化の促進を図るための新規施策も検討していきます。

第2回審議会（本会）では、新規設定を検討している施策（草案）を提示します。具体的な施策の内容は、本会のご意見を踏まえて策定し、第3回審議会（R7.12 予定）で諮る予定です。

現況把握から見える課題

- ・市民・事業者・行政の協働を引き続き検討していくこと
- ・家庭系ごみ・事業系ごみのさらなる減量化を図ること
- ・ごみの分別を徹底し、資源にできる量を増やしリサイクル率を向上させること
- ・食品ロスが多く発生していることから、食品ロスの削減に取り組むこと
- ・ごみ処理体制を維持・整備していくこと
- ・ごみ処理の観点から地球温暖化防止に向けて取り組んでいくこと

アンケート調査結果から見える課題

- ・多くの方が取り組みやすい減量化・資源化の方策を検討し、推進もしくは周知をしていくこと
- ・紙類、プラスチック類、食品ロスの削減や資源化に取り組むこと
- ・市一体として、ごみの排出や分別の意識やマナーを向上させること
- ・市の取組み（施策）について、全般に認知度を向上させる必要性があること
- ・情報共有や啓発、環境教育の内容を充実させていくこと

2. 個別施策の策定方針（草案）

(1) 市民の役割・取組

【市民の役割・取組】個別施策の検討状況 (1/3)

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
発生抑制 (リデュース)	<p>【ものを買うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要な購入、過剰な容器包装の受け取りを控えます。（商品の計画的な購入、マイバック・マイボトルの利用） ごみの減量につながるものを率先して購入します。（詰替品・ばら売り品・量り売り商品、リターナブル容器など） 長期間使用が可能なもの、修理が可能なものを購入します。 エコストア・エコオフィスを利用します。 	<p>【ものを買うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不要な購入、過剰な容器包装の受け取りを控えます。（商品の計画的な購入、マイバック・マイボトルの利用） ごみの減量につながるものを率先して購入します。（詰替品・ばら売り品・量り売り商品、リターナブル容器など） 長期間使用が可能なもの、修理が可能なものを購入し、物を大切に使います。 エコストア・エコオフィスを利用します。 コンビニやスーパー等での買い物の際に渡される割りばし、スプーン、フォーク、ストロー等を必要でない場合は受け取りを断るようにします。 	継続 継続 変更 継続 新規
	<p>【ものを使うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間や一定の期間の使用でよいものは、リースやレンタルを活用します。（本・DVDなど） ものを修理して使うなど、できるだけ長く使用します。 	<p>【ものを使うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期間や一定の期間の使用でよいものは、リースやレンタルを活用します。（本・DVDなど） 物を修理して使うなど、できるだけ長く使用します。 定期購読している雑誌等についてデジタル版への切り替えを行い、ペーパーレス化に取り組みます。 	継続 変更 新規
	<p>【ものを食べるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3キリ運動を実践します。（使い切り、食べきり）【重点項目】 生ごみを減らす調理方法やマイ箸の利用を実践します。（エコクッキングの実践） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【重点項目】 3キリ運動の実践 市が実施している組成分析調査によると、生ごみは燃やせるごみの約4割を占めており、ごみの減量には、生ごみの減量が効果的です。（組成分析調査結果参照） 具体的には、食材を使い切る「使い切り」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみに出す前に水を切る「水切り」を実施し、ごみの減量を進めています。</p> </div>	<p>【ものを食べるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3キリ運動を実践します。（使い切り、食べきり）【重点項目】 生ごみを減らす調理方法やマイ箸の利用を実践します。（エコクッキングの実践） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【重点項目】 3キリ運動の実践 市が実施している組成分析調査によると、厨芥類（生ごみや食品ロス）は燃やせるごみの約4割を占めており、ごみの減量には、生ごみや食品ロスの減量が効果的です。（組成分析調査結果参照） 具体的には、食材を使い切る「使い切り」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみに出す前に水を切る「水切り」を実施し、ごみの減量を進めています。</p> </div>	継続 継続 変更

(次ページに続く)

【市民の役割・取組】個別施策の検討状況（2/3）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
発生抑制（リデュース）	<p>【ごみを出すとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3キリ運動を実践します。（水キリ）【重点項目】 ・分別収集のマナーを遵守し、適切にごみを分別・排出します。 ・消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」の普及・活用【重点項目】による燃やせるごみの減量化を行います。 <p>【重点項目】ミニ・キエーロの普及・活用</p> <p>消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」は、土の中のバクテリアの働きによって生ごみを分解する仕組みで、臭いや虫の発生もなく、文字どおり生ごみが土に消えてしまうため、これまでのコンポストと比べ、使いやすく、生ごみ減量に大変有効です（令和元年度に市で実証実験を行いました）。</p> <p>今後、「ミニ・キエーロ」のモニタリングを実施するなど、実際に使用した感想や効果など普及に向けた材料を集め、広く市民に普及・活用されるよう進めていきます。</p>	<p>【ごみを出すとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3キリ運動を実践します。（水キリ）【重点項目】 ・分別収集のマナーを遵守し、適切にごみを分別・排出します。 ・消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」の普及・活用【重点項目】による燃やせるごみの減量化を行います。 <p>【重点項目】ミニ・キエーロの普及・活用</p> <p>消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」は、土中のバクテリアの働きによって生ごみを分解する仕組みで、臭いや虫の発生もなく、文字どおり生ごみが土に消えてしまうため、これまでのコンポストと比べ、使いやすく、生ごみ減量に大変有効です（令和元年度に市で実証実験を行いました）。</p> <p>今後、「ミニ・キエーロ」のモニタリングを実施するなど、実際に使用した感想や効果など普及に向けた材料を集め、広く市民に普及・活用されるよう進めていきます。</p>	継続 継続 変更 削除
再利用（リユース）	<p>【ものを買うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケット（インターネットやスマートフォンのアプリを利用したオンラインも含む）、リユースショップ、古本屋、リユース促進掲示板を活用します。 <p>【ものを使うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル容器（酒びんやビールびんなど、洗浄して繰り返し利用可能な容器）を使用します。 <p>【ものを使ったあと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類については、市が設置している衣類回収ボックス、古着屋などを活用します。 ・まだ使用が可能なものについては、リユース促進掲示板を活用します。 	<p>【ものを買うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケット（インターネットやスマートフォンのアプリを利用したオンラインも含む）、リユースショップ、古本屋を活用します。 <p>【ものを使うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル容器（酒びんやビールびんなど、洗浄して繰り返し利用可能な容器）を使用します。 <p>【ものを使ったあと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類については、市が設置している衣類回収ボックス、古着屋などを活用します。 ・まだ使用が可能なものについては、バザーやリサイクルショップ等を活用します。 	継続 継続 変更
再生サリユイクル	<p>【ものを買うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生品を購入します。 <p>【ものを使った後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん、びん、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみについては行政回収を利用するか、回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収を活用します。 ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に従い、適切に処理します。 ・使用済小型家電については、市が設置している使用済小型家電回収ボックスを利用します。 ・ごみ出しにおいては、排出ルールを順守します。 	<p>【ものを買うとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生品を購入します。 <p>【ものを使った後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん、びん、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみについては行政回収を利用するか、回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収を活用します。 ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に従い、適切に処理します。 ・使用済小型家電については、市が設置している使用済小型家電回収ボックスを利用します。 ・ごみ出しにおいては、排出ルールを順守します。 	継続 継続 継続 継続

（次ページに続く）

【市民の役割・取組】個別施策の検討状況（3/3）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるごみ減量化・資源化活動への参加【重点項目】 再生資源回収運動や地区別ワークショップ型勉強会「ごみ減量チャレンジ」など、地域の取組に積極的に参画し、一人ひとりが意識を持つて循環型社会の形成を推進していきます。 <p>【重点項目】地域におけるごみ減量等活動への参加 町会、PTAなどの団体が主体となって家庭から出る新聞、雑誌・雑がみ、アルミ缶などを集め、資源回収業者へ引き取ってもらう自主的な資源化推進活動である「再生資源回収運動」や、参加者が自ら考え、話し合うことができるワークショップ型ごみ減量等啓発活動「ごみ減量チャレンジ」等、地域の取組に積極的に参加することで、全ての人がごみの排出者であり、一人ひとりが減量化・資源化の主役であるという意識を持ちやすくなります。また、地域の取組に参画する人が増えることで、地域活動を活性化させることにもつながります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるごみ減量化・資源化活動へ積極的に参加・または協力します【重点項目】 再生資源回収運動や地区別ワークショップ型勉強会「ごみ減量チャレンジ」など、地域の取組に積極的に参画し、一人ひとりが意識を持つて循環型社会の形成を推進していきます。 使い捨てのライフスタイル（生活様式）を改め、ごみの減量化・再生利用を念頭において、環境にやさしいライフスタイルを各自が心がけます。 <p>【重点項目】地域におけるごみ減量等活動への参加 町会、PTAなどの団体が主体となって家庭から出る新聞、雑誌・雑がみ、アルミ缶などを集め、資源回収業者へ引き取ってもらう自主的な資源化推進活動である「再生資源回収運動」や、参加者が自ら考え、話し合うことができるワークショップ型ごみ減量等啓発活動「ごみ減量チャレンジ」等、地域の取組に積極的に参加することで、全ての人がごみの排出者であり、一人ひとりが減量化・資源化の主役であるという意識を持ちやすくなります。また、地域の取組に参画する人が増えることで、地域活動を活性化させることにもつながります。</p>	変更 変更 新規 変更

(2) 事業者の役割・取組

【事業者の役割・取組】個別施策の検討状況 (1/3)

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
発生抑制（リデュース）	<p>【企画・生産過程】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産した商品は「拡大生産者責任の原則」が、発生したごみは「自己処理責任の原則」があることを理解し、商品などの企画・生産を行います。【重点項目】 製品の長寿命化・省資源化が図られるよう、設計段階において配慮します。 廃棄物の少ない製品を製造するよう、生産工程を工夫します。 使い捨て製品の製造ができるだけ減らします。 包装材・梱包材を削減します。（簡易包装の実施） 食材の使い切り、生ごみの水切りに努めます。 減量計画書の策定を行うなど、事業所全体で計画的な取組を実施します。 <p>【重点項目】「拡大生産者責任の原則」「自己処理責任の原則」の理解</p> <p>「拡大生産者責任の原則」 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・資源化の段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済製品を回収、廃棄、資源化し、その費用も負担することで、OECD（経済協力開発機構）が提唱しました。</p> <p>「自己処理責任の原則」 廃棄物処理法第3条第1項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められていることから、事業所から出るごみについては、事業者が責任を持って処理を行う必要があります。</p> <p>【販売・流通過程】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修理や機能性向上のための、アフターサービスなどに努めます。 	<p>【企画・生産過程】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産した商品は「拡大生産者責任の原則」が、発生したごみは「自己処理責任の原則」があることを理解し、商品などの企画・生産を行います。【重点項目】 製品の長寿命化・省資源化が図られるよう、設計段階において配慮します。 廃棄物の少ない製品を製造するよう、生産工程を工夫します。 使い捨て製品の製造ができるだけ減らします。 包装材・梱包材を削減します。（簡易包装の実施） 食材の使い切り、生ごみの水切りに努めます。 減量計画書の策定を行うなど、事業所全体で計画的な取組を実施します。 書類は、可能な限り電子化に取り組み、ペーパーレス化を推進します。 ばら売り販売（青果等）を充実させ、食品ロスの削減に取り組みます。【スーパー等の小売店】 食べ残しが出ないように小盛（少量）サイズのメニューの追加を検討し食品ロスの削減に取り組みます。【飲食店】 <p>【重点項目】「拡大生産者責任の原則」「自己処理責任の原則」の理解</p> <p>「拡大生産者責任の原則」 生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・資源化の段階まで責任を負うという考え方です。具体的には、生産者が使用済製品を回収、廃棄、資源化し、その費用も負担することで、OECD（経済協力開発機構）が提唱しました。</p> <p>「自己処理責任の原則」 廃棄物処理法第3条第1項で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められていることから、事業所から出るごみについては、事業者が責任を持って処理を行う必要があります。</p> <p>【販売・流通過程】</p> <ul style="list-style-type: none"> 修理や機能性向上のための、アフターサービスなどに努めます。 	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>新規</p> <p>新規</p> <p>新規</p> <p>変更</p>

(次ページに続く)

【事業者の役割・取組】個別施策の検討状況（2/3）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
再 （リ ユ 用 ー ス）	<p>【企画・生産過程】 ・使用済製品や部品を再利用します。</p>	<p>【企画・生産過程】 ・使用済製品や部品を再利用します。</p>	継続
	<p>【販売・流通過程】 ・包装材・梱包材などを繰り返し使用します。</p>	<p>【販売・流通過程】 ・包装材・梱包材などを繰り返し使用します。 ・使い捨て容器（ワンウェイ容器）から繰り返し利用できる容器（リターナブル容器）といった、再使用可能用品への転換を可能な限り推進していきます。</p>	継続 新規
再生 利用 （リ サイ クル）	<p>【企画・生産過程】 ・資源化が容易な製品の開発・製造を行います。 ・資源化が可能な素材、リサイクルされた素材などを使用します。 ・生じたかん、びん、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみについては、回収業者、回収ステーションなどを積極的に活用します。（燃やせるごみ、燃やせないごみへの混入を控えます。） ・オフィス町内会を積極的に活用します。【重点項目】 ・発生した生ごみについては、可能な限り食品リサイクルに努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【重点項目】 オフィス町内会の活用 オフィス町内会とは、会員となった複数の事業者が協力しあい、共通の回収便を運行することで、回収業者の運送費に見合うよう、量的、コスト的なメリットを生み出し、一般古紙類を「無料」で回収するサービスです。経費をかけないで資源化を推進できるとともに、環境活動への貢献によるイメージアップにもつながります。 </div>	<p>【企画・生産過程】 ・資源化が容易な製品の開発・製造を行います。 ・資源化が可能な素材、リサイクルされた素材などを使用します。 ・生じたかん、びん、ペットボトル、紙パック、ダンボール、新聞、雑誌・雑がみについては、回収業者、回収ステーションなどを積極的に活用します。（燃やせるごみ、燃やせないごみへの混入を控えます。） ・オフィス町内会を積極的に活用します。【重点項目】 ・発生した生ごみについては、可能な限り食品リサイクルに努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【重点項目】 オフィス町内会の活用 オフィス町内会とは、会員となった複数の事業者が協力しあい、共通の回収便を運行することで、回収業者の運送費に見合うよう、量的、コスト的なメリットを生み出し、一般古紙類を「無料」で回収するサービスです。経費をかけないで資源化を推進できるとともに、環境活動への貢献によるイメージアップにもつながります。 </div>	継続 継続 継続 継続 継続 継続
	<p>【販売・流通過程】 ・製造・販売した製品の回収に努めます。（回収ボックスの設置など） ・資源化が可能な製品を販売します。</p> <p>・販売・流通に伴い発生した梱包材（ダンボール・紙箱）などを適切に資源化します。</p>	<p>【販売・流通過程】 ・製造・販売した製品の回収に努めます。（回収ボックスの設置など） ・長期間使用できる製品、リサイクル可能な製品、再生品等、環境に優しい商品の販売に努め、ごみになったときに処分、処理がしやすい商品を販売するよう配慮します。 ・販売・流通に伴い発生した梱包材（ダンボール・紙箱）などを適切に資源化します。</p>	継続 変更 継続

(次ページに続く)

【事業者の役割・取組】個別施策の検討状況（3/3）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> 資源化が困難なもの（処理困難物）についても、適正に処理を行います。 有害物質を発生しない商品を企画します。 管理体制の整備や事業所における適正処理の普及啓発・環境教育に努めます。 エコストア・エコオフィス制度の活用に努めます。 グリーン購入を実践します。 市民への環境配慮型製品の積極的な情報提供を行います。（環境ラベルの活用など） 地域の環境活動に積極的に参加するなど、地域とともに環境保全を考える事業所を目指します。 一般廃棄物と産業廃棄物の分別など、適正排出に努めます。【重点項目】 家庭系のごみ集積所への排出は禁止されていることを理解します。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源化が困難なもの（処理困難物）についても、適正に処理を行います。 有害物質を発生しない商品を企画します。 管理体制の整備や事業所における適正処理の普及啓発・環境教育に努めます。 エコストア・エコオフィス制度の活用に努めます。 グリーン購入を実践します。 市民への環境配慮型製品の積極的な情報提供を行います。（環境ラベルの活用など） 地域の環境活動に積極的に参加するなど、環境に配慮した事業活動を推進し、環境保全を考える事業所を目指します。 一般廃棄物と産業廃棄物の分別など、適正排出に努めます。【重点項目】 事業系ごみは、家庭系のごみ集積所への排出は禁止されていることを理解します。 事業者としてのごみ減量化やリサイクルの取り組みを消費者にPRします。 ごみの減量化や適正処理について、行政の施策に協力します。 	<p>継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 変更 継続 変更 新規 新規 継続</p>
	<p>【重点項目】事業系ごみの分別徹底と適正排出 事業者は「自己処理責任の原則」から、排出されるごみについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、適正に分別し、排出しなければなりません。市では、焼却施設への持ち込まれる事業系ごみについて、分別不十分なものや不適正排出が疑われるものの搬入規制を令和元年12月から実施しています。今後さらに適正排出が進むよう、周知啓発を強化してきます。</p>	<p>【重点項目】事業系ごみの分別徹底と適正排出 事業者は「自己処理責任の原則」から、排出されるごみについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、適正に分別し、排出しなければなりません。市では、焼却施設への持ち込まれる事業系ごみについて、分別不十分なものや不適正排出が疑われるものの搬入規制を令和元年12月から実施しています。今後さらに適正排出が進むよう、周知啓発を強化してきます。</p>	

(3) 行政の役割・取組

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況 (1/9)

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
3Rの推進 (普及啓発施策)		<p>ア. 3Rの率先した取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は公共施設等において、ごみが出にくい仕組み、分別しやすい仕組みを検討します。さらに紙類、プラスチック等のリサイクルや、代替品の使用など積極的に取り組み、市民及び事業者の見本となる3R活動を推進します。 	新規
	<p>ア. 広報誌やインターネット等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者のごみ減量化・資源化に対する意識を高めていくためには、行政が的確な情報を発信していく必要があります。そのため、ごみの内容に特化した啓発広報誌「なごみ生活」やごみの分別区分を詳細に掲載した「ごみ分別ガイドブック」の発行、「ごみ収集アプリ」などを通じて、市民・事業者へごみの減量化・資源化に関する情報をわかりやすく発信していきます。 また、協定締結団体などを通じ、様々な媒体を活用した周知啓発を実施していきます。 	<p>イ. 広報誌やインターネット等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者のごみ減量化・資源化に対する意識を高めていくためには、行政が的確な情報を発信していく必要があります。「ごみ収集アプリ」などを通じて、適切な分別方法やリサイクル方法を通知・検索できるようにし、市民・事業者へごみの減量化・資源化に取り組みやすくします。 ごみの分別・排出になじみの薄い外国人住民もいることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、学生をはじめとする若年層はごみ減量・3Rに関する施策の認知度が低いことなどを踏まえ、「ごみ収集アプリ」の多言語版の積極的な活用や機能の充実を推進します。 <p>・また、協定締結団体などを通じ、様々な媒体を活用した周知啓発を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市のごみ減量化・資源化の状況や、1人当たりのごみ処理経費を定期的に発信する等、市全体でごみ処理のあり方を共有できるよう検討していきます。 	変更 新規 削除 新規
	<p>イ. 環境教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化に関する理解を深めるため、学校や地域において、副読本の活用やごみ処理施設・リサイクルプラザの見学などを通じた環境教育に取り組んでいきます。また、環境教育については、行政からの一方通行とならないよう、教育委員会や環境団体と連携しながら、エコクリッキングやミニ・キエーロ製作などの体験型学習を積極的に取り入れ、地域環境教育を推進していきます。 その他、ワークショップ型勉強会など様々な施策と組み合わせて、効果的に実施していきます。 	<p>ウ. 環境教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化・資源化に関する理解を深めるため、学校や地域において、ごみゼロゲームの実施やごみ処理施設・リサイクルプラザの見学などを通じた環境教育に取り組んでいきます。また、環境教育については、行政からの一方通行とならないよう、教育委員会や環境団体と連携しながら、エコクリッキングやミニ・キエーロ製作などの体験型学習を積極的に取り入れ、地域環境教育を推進していきます。 その他、ワークショップ型勉強会など様々な施策と組み合わせて、効果的に実施していきます。 	変更 変更

(次ページに続く)

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況 (2/9)

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
3Rの推進 (普及啓発施策)	<p>ウ. ワークショップ型勉強会などによる周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者が自ら考え、話し合うことができるワークショップ型ごみ勉強会「ごみ減量チャレンジ」を各地区で開催するほか、学都の特色を考慮し、大学生等を対象にセミナーを開催するなど、より効果的な周知啓発活動を実施していきます。 また、ワークショップや出前講座の内容についても、参加者が主体的に取り組めるよう、工夫を凝らしたメニュー開発に努めています。 	<p>ウ. ワークショップ型勉強会などによる周知啓発</p> <p>参加者が自ら考え、話し合うことができるワークショップ型ごみ勉強会「ごみ減量チャレンジ」を各地区で開催するほか、学都の特色を考慮し、大学生等を対象にセミナーを開催するなど、より効果的な周知啓発活動を実施していきます。</p> <p>また、ワークショップや出前講座の内容についても、参加者が主体的に取り組めるよう、工夫を凝らしたメニュー開発に努めています。</p>	削除
	<p>エ. 3キリ運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水キリについては、ごみ全体に占める水分の割合を示すなど、実践の効果や意義が直感的にわかるよう周知を工夫し、繰り返し伝えていきます。 その他、食べキリ、使いキリについても、食品ロスの現状や食材の「賞味期限」と「消費期限」との違いの説明など、効果的な周知啓発に努めています。 	<p>エ. 3キリ運動 (水キリ・食べキリ・使いキリ) の推進 (リデュース)</p> <p>・生ごみの水キリを行うことにより、腐敗等による悪臭を防止するとともに、ごみ減量による収集台数の減少及び焼却量の削減を図ります。また、より多くの方に生ごみの水切りに取り組んでいただけるよう、ホームページやSNSなどを活用して情報発信を強化していきます。</p> <p>・その他、食べキリ、使いキリについても、食品ロスの現状や食材の「賞味期限」と「消費期限」との違いの説明など、効果的な周知啓発に努めています。</p>	変更 継続
	<p>オ. 消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」の普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 土の中のバクテリアの働きによって、生ごみを分解する消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」について、令和元年度の市の実証実験及び令和2年度のモニター事業の実施結果を踏まえた効果を検証するとともに、ワークショップや出前講座等と上手く組み合わせ、普及に向けた施策を実施していきます。 	<p>オ. 消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」の活用 (リデュース)</p> <p>・土の中のバクテリアの働きによって、生ごみを分解する消滅型生ごみ処理ボックス「ミニ・キエーロ」について、令和元年度の市の実証実験及び令和2年度から令和6年度までのモニター事業の実施結果を踏まえ、情報発信等を行っていきます。</p>	変更
	<p>カ. 家庭用電動生ごみ処理機の普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人への貸出を継続するとともに、補助制度の創設などを検討していきます。 	<p>カ. 家庭用電動生ごみ処理機の普及推進 (リデュース)</p> <p>個人への貸出を継続するとともに、補助制度の創設などを検討していきます。</p>	削除

(次ページに続く)

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況（3/9）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
3Rの推進（普及啓発施策）	<p>キ. 食品ロスの発生抑制・再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、国・自治体・事業者・個人のそれぞれが、主体的に食品ロス削減に取り組むことが求められています。協定締結団体と連携・協力し、「3010運動」や買物・調理の工夫など食品ロスを減らす取組の紹介やアイデアの周知に努めるとともに、食品ロス削減推進計画策定について検討していきます。 また、事業者による業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者との提携を推進するほか、食べ残した料理を持ち帰る仕組みの検討を行うなど、特に外食産業や食品小売業などを中心に、再資源化の推進に努めています。 	<p>カ. 食品ロスの発生抑制・再資源化の推進（リデュース）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、国・自治体・事業者・個人のそれぞれが、主体的に食品ロス削減に取り組むことが求められており、市では、市内で発生する食品ロス削減に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「弘前市食品ロス削減推進計画」を令和4年3月に策定しました。協定締結団体と連携・協力し、「3010運動」「生ごみ3キリ運動」を推進するほか、令和6年8月から開始しているフードシェアリングサービスを活用した食品ロス削減マッチング事業「ひろさきタベスケ」の活用を積極的に推進し、さらなる食品ロスの削減に取り組みます。 また、事業者による業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者との提携を推進するほか、食べ残した料理を持ち帰る仕組みの検討を行うなど、特に外食産業や食品小売業などを中心に、再資源化の推進に努めています。 食品ロスの削減のため、無駄のない買い方、上手な収納、エコレシピ（通常捨てられる野菜の皮や芯、作りすぎた料理などを使い、手軽においしい料理に変身させる料理方法）など、日常生活で実践できる方法をホームページ等で紹介します。 	変更 削除 新規
	<p>ケ. 新聞、雑誌・雑がみ回収の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞、雑誌・雑がみ（特に雑がみ）の分別方法について、よりわかりやすい周知を実施していくほか、資源化をより一層向上するため、古紙類回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収の更なる活用について推進していきます。 	<p>キ. 新聞、雑誌・雑がみ回収の推進（リサイクル）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞、雑誌・雑がみ（特に雑がみ）の分別方法について、よりわかりやすい周知を実施していくほか、資源化をより一層向上するため、古紙類回収ステーションや古紙リサイクルセンター、スーパーなどの民間回収の更なる活用について推進していきます。 	継続
		<p>ク. 紙おむつのリサイクル研究（リサイクル）</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙おむつの素材は上質パルプや樹脂から構成されており、使用済み紙おむつはリサイクルによりパルプ等に有効利用できることがわかっています。（「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」（令和2年3月、環境省）） 市においても紙おむつのリサイクルの調査・研究を行い、リサイクルの実現可能性を検証していきます。 	新規
		<p>ケ. 大型ごみのリユースサービス検討（リユース）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型ごみの処分費用は高額で、財政にも影響を与えています。まだ使用可能な大型ごみについては、必要に応じて修復したのち希望者に提供するといったリユースサービスや大型ごみを地域で譲り合うリユース拠点等の検討を行います。 	新規
		<p>コ. 生ごみ等（バイオマス）の収集と活用に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマスとは、「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」であり、適切に利用することで大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」の実現に寄与できる可能性があります。バイオマスの一種である生ごみ等の収集および活用方法について調査・研究を行い、地域における利活用の実現可能性を検証します。 	新規

（次ページに続く）

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況（4/9）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
3Rの推進 （普及啓発施策）	<p>ケ. 事業系ごみの適正分別・適正排出の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの組成分析などの実態調査や事業者へのアンケート調査により、事業系ごみについては、①家庭系のごみ収集に排出している、②新聞、雑誌・雑がみを燃やせるごみとして排出している、③産業廃棄物を一般廃棄物として排出している、などの課題が浮き彫りとなっています。 これらの課題の原因としては、主に事業者の知識・理解不足によるところが大きく、本市のごみ排出状況が低迷する要因の一つとなっています。 焼却施設における事業系ごみの展開検査の状況や市のごみ収集運搬委託事業者からの情報をもとに不適正排出が見込まれる事業者に対する訪問指導を行うほか、協定締結団体を通じ、事業系ごみの適正分別・適正排出の周知啓発を強化していきます。 	<p>サ. 事業系ごみの適正分別・適正排出の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの組成分析などの実態調査や事業者へのアンケート調査により、事業系ごみについては、家庭系のごみ収集に排出しているといった課題もあります。 これらの課題の原因としては、主に事業者の知識・理解不足によるところが大きく、本市のごみ排出状況が低迷する要因の一つとなっています。 焼却施設における事業系ごみの展開検査の状況や市のごみ収集運搬委託事業者からの情報をもとに不適正排出が見込まれる事業者に対する訪問指導を行うほか、協定締結団体を通じ、事業系ごみの適正分別・適正排出の周知啓発を強化していきます。 	変更 継続 継続
	<p>コ. 使用済小型家電リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 3 月より、市の公共施設などに設置した専用の回収ボックスによる回収を実施しているほか、平成 27 年 4 月からは弘前地区環境整備センターへ搬入される燃やせないごみ・大型ごみからの回収を実施しています。なお、専用の回収ボックスは、公共施設だけでなく、家電量販店やスーパーなど、市民にとって利便性が高い場所への設置に取り組んでいます。 今後も、更なる回収量の増加が見込めることから、積極的な周知啓発を実施していくほか、より市民が取組を行いやすいよう、回収ボックスの設置箇所拡大の検討や新たな回収方法を研究していきます。 	<p>シ. 使用済小型家電リサイクルの推進（リサイクル）</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済小型家電は平成 25 年 3 月より、市の公共施設などに設置した専用の回収ボックスによる回収を実施しているほか、平成 27 年 4 月からは弘前地区環境整備センターへ搬入される燃やせないごみ・大型ごみからの回収を実施しています。また、専用の回収ボックスは、公共施設だけでなく、家電量販店やスーパーなど、市民にとって利便性が高い場所への設置に取り組んでいます。 今後も、更なる回収量の増加が見込めることから、積極的な周知啓発を実施していくほか、より市民が取組を行いやすいよう、回収ボックスの設置箇所拡大の検討や新たな回収方法を研究していきます。 	変更 継続 継続
	<p>サ. 衣類回収の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月より専用の回収ボックスによる回収を実施するとともに、平成 27 年 7 月より再生資源回収運動の回収品目に追加しています。 今後も、更なる回収量の増加が見込めることから、積極的な周知啓発を実施していくほか、より市民が取組を行いやすいよう、回収ボックスの設置箇所拡大などを検討していきます。 	<p>ス. 衣類回収の推進（リユース）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月より専用の回収ボックスによる衣類回収を実施するとともに、平成 27 年 7 月より再生資源回収運動の回収品目に追加しています。 今後も、更なる回収量の増加が見込めることから、積極的な周知啓発を実施していくほか、より市民が取組を行いやすいよう、回収ボックスの設置箇所拡大などを検討していきます。 令和 8 年度から子供服のリユース事業を本格稼働し、買い替え頻度が高く、廃棄されやすい衣類のリユースにより、廃棄物の減量化を推進します。 	変更 継続 新規
	<p>シ. 民間回収の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年に市内スーパーなどの協力のもと、民間回収も含めた市内の資源物拠点回収マップを作成し、「ごみ収集アプリ」の新たな機能として追加したほか、広報誌としても発行しています。今後も市民のさらなる利便性向上を目指していきます。 	<p>セ. 民間回収の推進（リサイクル）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年に市内スーパーなどの協力のもと、民間回収も含めた市内の資源物拠点回収マップを作成し、「ごみ収集アプリ」の新たな機能として追加したほか、広報誌としても発行しています。今後も市民のさらなる利便性向上を目指していきます。 	変更

(次ページに続く)

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況（5/9）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
3 （普R 及の 啓発 推進 施 策）	ス. グリーン購入の推進 ・市も事業者として、率先して環境にやさしい製品の購入を推進していくとともに、地域全体における環境意識の向上に向けてグリーン製品購入の推進に努めています。	ソ. グリーン購入の推進 ・市も事業者として、率先して環境にやさしい製品の購入を推進していくとともに、地域全体における環境意識の向上に向けてグリーン製品購入の推進に努めています。	継続
		タ. 枝葉の活用検討 ・野焼きの抑制や資源化を促進するため、枝葉の資源化（堆肥化等）の検討を行います。	新規
3 R の 推 進 （ル ール づ くり に よ る 施 策）	セ. 多量排出事業者に対する減量計画の作成指導 ・事業系ごみの発生抑制、減量化を図るため、廃棄物及び清掃に関する法律に基づき、多量排出事業者に対して、減量化計画の作成指導を検討していきます。	チ. 多量排出事業者に対する減量計画の作成指導 ・事業系ごみの発生抑制、減量化を図るため、廃棄物及び清掃に関する法律に基づき、多量排出事業者に対して、減量化計画の作成指導を検討していきます。	継続
	ソ. 焼却施設における展開検査 ・焼却施設に持ち込まれる事業系ごみの展開検査を継続して実施し、排出状況の実態把握に努め、訪問指導等につなげるほか、「タ. 焼却施設における搬入規制」と併せて行うことで事業系ごみの排出適正化を促していきます。	ツ. 焼却施設における展開検査 ・焼却施設に持ち込まれる事業系ごみの展開検査を継続して実施し、排出状況の実態把握に努め、訪問指導等につなげるほか、「タ. 焼却施設における搬入規制」と併せて行うことで事業系ごみの排出適正化を促していきます。	継続
	タ. 焼却施設における搬入規制 ・焼却施設においては、平成28年4月から実施している資源化可能な新聞、雑誌・雑がみの受入制限に加え、令和元年12月より、分別不十分や産業廃棄物の疑いのある不適正な事業系ごみの搬入規制を行っています。展開検査と合わせて行うことで、適正排出が促され、事業系ごみの減量化・資源化に大きく寄与するため、今後も展開検査を実施しながら、取組を強化していきます。 ・また、事業系ごみ対策について、同じ焼却施設を利用する弘前地区環境整備事務組合の構成市町村全てで展開検査及び搬入規制が実施できるよう組合及び周辺市町村と協議を重ねてていきます。	チ. 焼却施設における搬入規制 ・焼却施設においては、平成28年4月から実施している資源化可能な新聞、雑誌・雑がみの受入制限に加え、令和元年12月より、分別不十分や産業廃棄物の疑いのある不適正な事業系ごみの搬入規制を行っています。展開検査と合わせて行うことで、適正排出が促され、事業系ごみの減量化・資源化に大きく寄与するため、今後も展開検査を実施しながら、取組を強化していきます。 ・また、事業系ごみ対策について、同じ焼却施設を利用する弘前地区環境整備事務組合の構成市町村全てで展開検査及び搬入規制が実施できるよう組合及び周辺市町村と協議を重ねてていきます。	継続
機3 付R けの に推 よる （施 経 策 的 動）	チ. 再生資源回収運動の推進 ・町会やPTAなどが実施する再生資源回収運動は、市民が主体となって取り組む重要な施策ですが、担い手不足などにより、近年、回収量が減少傾向です。 ・今後は、報奨金制度の見直しなど、取組の充実に努めています。	ト. 再生資源回収運動の推進（リサイクル） ・町会やPTAなどが実施する再生資源回収運動は、市民が主体となって取り組む重要な施策ですが、担い手不足などにより、近年、団体数が減少傾向です。 ・今後は、報奨金制度の見直しなど、取組の充実に努めています。	変更
	ツ. 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入補助 ・町会連合会の斡旋する指定商品に対して、町会を通じて購入費の一部を補助していますが、今後は、より市民が取組を行いやすいよう、周知啓発に努めています。	ナ. 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）の購入補助（リデュース） ・町会連合会の斡旋する指定商品に対して、町会を通じて購入費の一部を補助していますが、今後は、より市民が取組を行いやすいよう、周知啓発に努めています。	継続

（次ページに続く）

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況（6/9）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
3Rの推進 (経済的動機付けによる施策)	テ. 焼却灰の資源化 ・焼却灰の資源化により、最終処分量が減少し、最終処分場の延命化が図られることから、焼却灰の有効利用のため、コンクリート資源化などについて検討していきます。	テ. 焼却灰の資源化 ・焼却灰の資源化により、最終処分量が減少し、最終処分場の延命化が図られることから、焼却灰の有効利用のため、コンクリート資源化などについて検討していきます。	削除
	ト. 家庭系ごみの有料化等 ・一般廃棄物処理の有料化については、ごみの減量化・資源化の推進に一定の効果があるとされており、国全体の施策の方針として推進することが明確化されています。本市での実施についてはこれまでの経緯も踏まえ、諮問機関である弘前市廃棄物減量等推進審議会に諮りながら今後も検討していきます。	ニ. ごみ減量手段の検討 ・一般廃棄物処理の有料化については、ごみの減量化・資源化の推進に一定の効果があるとされており、国全体の施策の方針として推進することが明確化されています。 市においては、現在のごみ袋や廃棄物収集のあり方について、環境負荷の低減効果や市民意識への影響等を検証し、可能性や課題を整理したうえで、より効果的なごみ減量施策を検討していきます。	変更
	ナ. 事業系ごみの処分手数料の適正化等 ・事業系ごみの処分手数料については、事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられており、廃棄物の処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいとされています。 ・中間処理施設への処分手数料については、弘前地区環境整備事務組合が設定していますが、近年は、国や先進自治体などにおいて、食品ロスを削減するため、食品リサイクルに係る費用とのバランスを考慮すべきとの議論も出てきています。また、事業系ごみの指定袋制度を導入し、排出ルールの徹底を図っている先進自治体もあります。 ・今後も他の自治体、周辺市町村の動向を注視しながら、有効な制度を検討するとともに、不均衡が生じない料金設定を構成市町村として求めていく必要があります。	ヌ. 事業系ごみの処着手数料の適正化等 ・事業系ごみの処着手数料については、事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられており、廃棄物の処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいとされています。 ・中間処理施設への処着手数料については、弘前地区環境整備事務組合が設定していますが、近年は、国や先進自治体などにおいて、食品ロスを削減するため、食品リサイクルに係る費用とのバランスを考慮すべきとの議論も出てきています。また、事業系ごみの指定袋制度を導入し、排出ルールの徹底を図っている先進自治体もあります。 ・今後も他の自治体、周辺市町村の動向を注視しながら、有効な制度を検討するとともに、不均衡が生じない料金設定を構成市町村として求めていく必要があります。	継続 継続 継続 継続
者3のR協の力推進による(市民策や事業)	ニ. 各市民団体・事業者団体等との協定締結 ・ごみ減量化・資源化を進める上で大きなキーポイントとなる、市民・事業者・行政の連携を強化するため、各市民団体や事業者団体と協定を締結し、それぞれの役割と責任のもと協働しやすい環境を整えていきます。 ・協定に基づき、各団体の特色に合わせたごみの減量化・資源化を共に展開するほか、各団体のネットワークを通じて、効果的な周知啓発活動を実施していきます。	ニ. 各市民団体・事業者団体等との協定締結 ・ごみ減量化・資源化を進める上で大きなキーポイントとなる、市民・事業者・行政の連携を強化するため、各市民団体や事業者団体と協定を締結し、それぞれの役割と責任のもと協働しやすい環境を整えていきます。 ・協定に基づき、各団体の特色に合わせたごみの減量化・資源化を共に展開するほか、各団体のネットワークを通じて、効果的な周知啓発活動を実施していきます。	削除

(次ページに続く)

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況 (7/9)

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
③ 市民のや 推進業者 の協力 による 施策)	<p>ヌ. 廃棄物減量等推進員の活用 市民と行政のパイプ役となる廃棄物減量等推進員を配置することにより、適正なごみ分別方法などの排出ルールが浸透するように努めています。また、推進員の配置については、地域間で不均衡となっているなどの課題もあるため、制度の改善について検討していきます。</p> <p>ネ. オフィス町内会の推進 ・事業所から排出されるダンボールや新聞、コピー用紙などの一般古紙類を古紙再生事業者が無料で回収するオフィス町内会については、年々回収量実績が増加しているものの、制度の認知度は依然として低い状況です。今後も協定締結団体を中心に積極的な周知啓発を行い、加入を促進していきます。</p> <p>ノ. エコストア・エコオフィス制度の普及拡大 ・現在の認定店舗・事業者数を更に増やしていくよう事業者に働きかけるとともに市民に対しても本制度を周知啓発し、環境に優しい取組を実施している事業者への理解を深めてもらうように努めています。</p>	<p>ネ. 廃棄物減量等推進員の活用 ・市民と行政のパイプ役となる廃棄物減量等推進員を配置することにより、適正なごみ分別方法などの排出ルールが浸透するように努めています。また、推進員の配置については、地域間で不均衡となっているなどの課題もあるため、制度のあり方について検討していきます。</p> <p>ノ. オフィス町内会の推進 ・事業所から排出されるダンボールや新聞、コピー用紙などの一般古紙類を古紙再生事業者が無料で回収するオフィス町内会については、年々回収量実績が増加しているものの、さらなる加入を図るため、今後も協定締結団体を中心に積極的な周知啓発を行い、加入を促進していきます。</p> <p>ハ. エコストア・エコオフィス制度の普及拡大 ・現在の認定店舗・事業者数を更に増やしていくよう事業者に働きかけるとともに市民に対しても本制度を周知啓発し、環境に優しい取組を実施している事業者への理解を深めてもらうように努めています。</p>	変更
			変更
			継続
ごみ 処理 体制 の 効率化	<p>ハ. 収集体制の効率化 ・ごみの収集については、平成 26 年 4 月より民間事業者への全面委託を実施していますが、今後は、収集体制（分別区分、収集日程、業務委託体制等）の効率化について検討していきます。また、収集効率の向上・公平性確保のため、現存の毎戸収集方式地区について、折り畳み式収納枠などの運用を検討し、ステーション収集方式への移行に努めています。</p> <p>ヒ. 最終処分場の維持管理 ・弘前市埋立処分場については、平成 30 年 6 月から第 2 次第 2 区画の運用を開始しています。今後も当面の間の処理容量は確保できますが、新たな埋立地の整備には多額の経費がかかるため、ごみの減量化・資源化を推進し、延命に努めています。</p> <p>フ. ごみ処理広域化の推進 ・ごみ処理については、人口減少や少子高齢化の進展、経済の安定成長などにより、大幅なごみの増加要因は減っている一方で、今後、既存施設の老朽化に伴う維持更新コストの増大が予想されるなど、効率的・安定的にごみ処理を行うための課題に直面しています。 ・現在、「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の統合について、「津軽地域ごみ処理広域化協議会」を中心に協議が進められています。</p>	<p>ヒ. 収集体制の効率化 ・ごみの収集については、平成 26 年 4 月より民間事業者への全面委託を実施していますが、今後は、収集体制（分別区分、収集日程、業務委託体制等）の効率化について検討していきます。また、収集効率の向上・公平性確保のため、現存の毎戸収集方式地区について、折り畳み式収納枠などの運用を検討し、ステーション収集方式への移行に努めています。</p> <p>フ. 最終処分場の維持管理 ・弘前市埋立処分場については、平成 30 年 6 月から第 2 次第 2 区画の運用を開始しています。今後も当面の間の処理容量は確保できますが、新たな埋立地の整備には多額の経費がかかるため、ごみの減量化・資源化を推進し、延命に努めています。</p> <p>フ. ごみ処理広域化の推進 ・ごみ処理については、人口減少や少子高齢化の進展、経済の安定成長などにより、大幅なごみの増加要因は減っている一方で、今後、既存施設の老朽化に伴う維持更新コストの増大が予想されるなど、効率的・安定的にごみ処理を行うための課題に直面しています。 ・現在、「弘前地区環境整備事務組合」と「黒石地区清掃施設組合」の統合について、「津軽地域ごみ処理広域化協議会」を中心に協議が進められています。</p>	継続
			継続
			削除

(次ページに続く)

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況（8/9）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
その他	<p>ヘ. 適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出されたごみ（一般廃棄物）を衛生的かつ迅速に収集運搬するとともに、資源化が可能なものは中間処理を行い、資源化業者への引渡しを行います。処理方法等については、環境負荷の低減を図るためのシステムを構築していきます。 また、プラスチックごみの一括回収など、新しいごみ処理体制について、國の方針や先進自治体の動向を注視しながら、検討していきます。 <p>ホ. 不法投棄対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 山林やごみ集積所などの不法投棄されやすい場所の定期的なパトロールを実施するほか、県と共同で防犯カメラを用いた監視を継続して実施していきます。また、不法投棄は、人気のない場所や管理が行き届いていない場所で行われる傾向があるため、市民・事業者・行政が協働して、河川清掃美化運動や町内一斉清掃等の清掃活動を実施するなど、不法投棄のない環境づくりに努めています。 <p>マ. 野焼き・不適正処理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの通報やパトロール中などに野焼き・不適正処理を発見した場合は、直ちに現場を確認し、原因者に対してごみの適正処理を呼びかけていきます。 また、町会と連携し、ごみ集積所への監視カメラ設置や不適正排出防止キャンペーンを実施するなど、地域に密着した活動を通じ、適正処理が促される環境づくりに努めています。 <p>ミ. ごみ出しサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者など、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な住民が全国的に増加しており、これらの住民に対する支援として、ごみを自宅や所定の場所で収集する事業を実施している自治体が増えてきています。 本市では、令和2年4月から「弘前市ごみ出しサポート事業」を開始していますが、今後も市民の利便性向上のため、利用要件の見直しや収集体制の効率化に努めています。 <p>ム. 災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に策定した「弘前市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に実施します。また、災害発生時に計画に沿って迅速に行動ができるよう具体的な手順書を作成し関係職員で共有するとともに、市民向けに分かりやすい広報を行い、平時から備えられるよう防災訓練等で周知を図っています。 	<p>ヘ. 適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出されたごみ（一般廃棄物）を衛生的かつ迅速に収集運搬するとともに、資源化が可能なものは中間処理を行い、資源化業者への引渡しを行います。処理方法等については、環境負荷の低減を図るためのシステムを構築していきます。 <p>ホ. 不法投棄・不法回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 山林やごみ集積所などの不法投棄されやすい場所の定期的なパトロールを実施するほか、県と共同で防犯カメラを用いた監視を継続するとともに、警察との連携も強化していきます。不法投棄は、人気のない場所や管理が行き届いていない場所で行われる傾向があるため、市民・事業者・行政が協働して、河川清掃美化運動や町内一斉清掃等の清掃活動を実施するなど、不法投棄のない環境づくりに努めています。 <p>マ. 野焼き・不適正処理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民からの通報やパトロール中などに野焼き・不適正処理を発見した場合は、直ちに現場を確認し、原因者に対してごみの適正処理を呼びかけていきます。 また、町会と連携し、ごみ集積所への監視カメラ設置や不適正排出防止キャンペーンを実施するなど、地域に密着した活動を通じ、適正処理が促される環境づくりに努めています。 <p>ミ. ごみ出しサポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障がい者など、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な住民が全国的に増加しており、これらの住民に対する支援として、ごみを自宅や所定の場所で収集する事業を実施している自治体が増えてきています。 本市では、令和2年4月から「弘前市ごみ出しサポート事業」を開始していますが、今後も市民の利便性向上のため、利用要件の見直しや収集体制の効率化に努めています。 <p>ム. 災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に策定した「弘前市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物対策及び廃棄物処理を円滑に実施します。また、災害発生時に計画に沿って迅速に行動ができるよう具体的な手順書を作成し関係職員で共有するとともに、市民向けに分かりやすい広報を行い、平時から備えられるよう防災訓練等で周知を図っています。 	<p>継続</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>新規</p>

(次ページに続く)

【行政の役割・取組】個別施策の検討状況（9/9）

項目	現行計画の施策内容	次期計画の施策（草案）	検討状況
その他		<p>メ. 感染症流行時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症が流行した際でも、安定的な処理を継続するため、収集・処理業者に対して感染防止対策をしっかりと行ったうえで収集し、適切な処理処分に努めるように指導します。 ・感染症の流行に備えて、感染もしくは感染が疑われる場合のごみの出し方を周知します。 	新規
	<p>メ. 処理困難物への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車のタイヤ、ワイヤー、バッテリー、耐火金庫、消火器、ガスボンベなどは市では収集しないものとして指定していますが、依然として、集積所などに排出されています。これらは、製造業者や販売業者が処理することが原則であるため、今後も更なる周知徹底に努めるほか、受入先の確保についても検討していきます。 	<p>モ. 一般廃棄物処理業の許可の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの収集運搬については、市の許可業者によって行われています。一般廃棄物処理業の許可については、引き続き、適正な収集運搬作業を安定的に実施させていくことを最優先とします。 ・環境省部長通知（平成 26 年 10 月 8 日）によれば、許可業者に処理を行わせる場合にあっても、市町村が総括的な責任を有することから、一般廃棄物処理計画への位置付けを行うとともに、一般廃棄物の適正な処理が継続的かつ安定的に実施されるような許可の運用が必要とされています。 また、この通知は、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決を受けたものであり、 <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる ○一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるとの考えに基づくものです。 ・本市の今後の事業系ごみの排出量については、人口減少などにより排出量の増加が見込まれず、現状の許可業者の収集運搬能力を上回る見込みがないことから、収集運搬業の新規許可は原則として行わないこととします。また、処分業においても同様に、現行の処理体制で適正処理が確保されていることから新規許可は原則として行わないものとします。ただし、今後のごみ排出状況の変動や、資源化の促進等の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。 	継続
	<p>モ. 一般廃棄物処理業の許可の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの収集運搬については、市の許可業者によって行われています。一般廃棄物処理業の許可については、引き続き、適正な収集運搬作業を安定的に実施させていくことを最優先とします。 ・環境省部長通知（平成 26 年 10 月 8 日）によれば、許可業者に処理を行わせる場合にあっても、市町村が総括的な責任を有することから、一般廃棄物処理計画への位置付けを行うとともに、一般廃棄物の適正な処理が継続的かつ安定的に実施されるような許可の運用が必要とされています。 また、この通知は、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決を受けたものであり、 <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる ○一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるとの考えに基づくものです。 ・本市の今後の事業系ごみの排出量については、人口減少などにより排出量の増加が見込まれず、現状の許可業者の収集運搬能力を上回る見込みがないことから、収集運搬業の新規許可は原則として行わないこととします。また、処分業においても同様に、現行の処理体制で適正処理が確保されていることから新規許可は原則として行わないものとします。ただし、今後のごみ排出状況の変動や、資源化の促進等の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。 	継続	
			継続